

平成12年3月31日
閣議決定

2 横断的検討、見直しの推進等

(9) 規制の新設審査等

規制の新設に当たっては、原則として当該規制を一定期間経過後に廃止を含め見直すこととする。法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについては、各省庁は、その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除き、当該法律に一定期間経過後、当該規制の見直しを行う旨の条項(以下「見直し条項」という。)を盛り込むものとする。なお、この見直しの結果、その制度・運用を維持するものについては、その必要性、根拠等を明確にする。

各省庁は、規制の新設について、これを必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行うこととし、規制の新設に当たっては、規制の必要性、期待される効果、予想される国民の負担等について検討し、検討結果を見直し条項を付したものと見直し条項に基づく見直しの結果とともに、毎通常国会終了後速やかに国民に分かりやすく公表する。

また、内閣法制局、総務庁行政管理局及び大蔵省主計局は、規制の新設についてそれぞれの所掌事務に基づき厳格な審査を行う。

なお、総務庁行政管理局及び大蔵省主計局は、規制の新設抑制等の観点から、各省庁が行う規制の設定又は改廃に係る意見提出手続に際し、必要に応じ意見を述べるものとする。

各省庁は所管行政の規制について、新設する場合も含め、その効果と負担についての国民への説明責任を果たすことができるシステムの確立に向けて、政策評価機能の充実・強化という観点を踏まえ、検討を進める。